

令和5年度

自己点検表(幼稚園・幼稚園型認定こども園)

| | | | |
|---------|----|---|-----|
| 法人の名称 | | | |
| 施設の名称 | | | |
| 施設長名 | | | |
| 記入者 | 職名 | | |
| | 氏名 | | |
| 資料作成年月日 | 令和 | 年 | 月 日 |

大分市福祉保健部指導監査課 児童福祉指導担当班
電話番号:097-574-7209 FAX:097-538-4293
Eメール:sidokansa@city.oita.oita.jp

【自己点検表記入要領】

①点検結果の該当する欄に☑してください。

項目に応じ、○、もしくは記述をお願いします。

②園において該当しない項目については、空欄をお願いします。

| 項目 | 点検内容等 | 点検結果 | |
|-----------------------|---|--------------------------|--|
| 勤務体制の確保等 | 1 施設の職員は、当該施設の勤務時間において、専ら当該施設の職務に従事しているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| 人権の尊重 | 2 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重した教育・保育を提供しているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| 利用者の人権の擁護、虐待の防止 | 3 子どもの人権擁護・虐待防止等のため責任者を設置しているか。また、その職員に研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| 重要事項説明書の交付、説明、同意 | 4 保育の提供の開始に際して、あらかじめ利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、提供開始について申込者の同意を得ているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| 重要事項説明書の交付、説明、同意 | <p><電磁的方法(メールなど)により重要事項説明書を提供している場合></p> 5 事前に保護者に対し、提供の方法、使用するファイルの形式(保護者が印刷できる形式)を示し、文書又は電磁的方法により承諾を得ているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない ※電磁的方法の種類 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> アプリ <input type="checkbox"/> その他() |
| 正当な理由のない提供拒否の禁止 | 6 保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由なくこれを拒んでいないか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| 定員を上回る利用の見込みがあった場合の選考 | 7 利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している1号認定子どもに該当する子どもの総数が、当該施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(以下「選考方法」という。)により選考しているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| 定員を上回る利用の見込みがあった場合の選考 | 8 選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で、選考を行っているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| 教育・保育提供困難時の対応 | 9 利用申込者に係る子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定教育・保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |
| 市が行うあっせんへの協力 | 10 施設の利用について子ども・子育て支援法の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない |

| 項目 | 点検内容等 | 点検結果 | |
|----------------------------|--|-----------------------------|------------------------------|
| 利用調整への協力 【幼稚園型認定こども園のみ】 | 【幼稚園型認定こども園のみ】 11 2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する子どもに係る当該施設の利用について児童福祉法の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| 受給資格の確認 | 12 保護者の提示する支給認定証又は「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定通知書」により、教育・保育給付認定の有無、子どもの該当する認定区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量を確認しているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| 教育・保育給付認定の申請に係る援助 | 13 教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| 教育・保育給付認定の申請に係る援助 | 14 緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| 整備すべき帳簿 | 15 園児票を整備し、子どもの家庭・健康・発達の状況、保育の経過などを適確に記録し、保管しているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| 小学校との連携 | 16 指導要録を作成し、抄本又は写しを就学先の小学校に送付しているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| 保育内容等の評価 | 17 保育士等は自己評価することを通じて、その専門性の向上や保育実践の改善に努めているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| 保育内容等の評価 | 18 施設は、保育の質の向上を図るため、保育計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| 保育内容等の評価 | 19 施設は、評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |

※公表している場合
 【公表方法】
園だより 保護者会等で説明
園内掲示 ホームページ掲載
その他（ ）

| 項目 | 点検内容等 | 点検結果 | |
|-----------------------|--|---|------------------------------|
| 保育内容等の評価 | 20 定期的に施設を利用する保護者その他の施設の関係者(当該施設等の職員を除く)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。 | <input type="checkbox"/> いる ※評価を受けている場合 【評価者】 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 施設の関係者(当該施設等の職員を除く) <input type="checkbox"/> 外部の者() ※公表している場合 【公表方法】 <input type="checkbox"/> 園だより <input type="checkbox"/> 保護者会等で説明 <input type="checkbox"/> 園内掲示 <input type="checkbox"/> ホームページ掲載 <input type="checkbox"/> その他() | <input type="checkbox"/> いない |
| 保護者との連携 | 21 常に保護者と密接に連絡をとり、教育・保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るように努めているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| 疾病等への対応 | 22 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等に相談し、適切な処置を行っているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| 損害賠償 | 23 子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。(損害賠償を速やかに行うために、損害賠償保険に加入しているか) | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| 利用者に関する市への通知(不正受給の防止) | 24 特定教育・保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| 重要事項説明書の掲示 | 25 重要事項説明書を掲示しているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| 福祉サービスの基本的理念 | 26 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |

| 項目 | 点検内容等 | 点検結果 | |
|-------|--|--------------------------|--------------------------|
| 人権の尊重 | 職員は、子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為、その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 ≪児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為≫ ①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による①、②又は④の行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 秘密保持 | 28 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 秘密保持 | 29 職員であった者(退職者)が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども若しくは教育・保育給付認定子どもであった者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 秘密保持 | 30 小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 苦情解決 | 31 提供した特定教育・保育に関する子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 苦情解決 | 32 提供した特定教育・保育等に関し、法の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 苦情解決 | 33 市からの求めがあった場合には、苦情に関する改善の内容を市に報告しているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| 項目 | 点検内容等 | 点検結果 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|-----------------------------|------------------------------|---|--------------------|---|---------------------------|---|---|---|-----------|---|---------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 地域との連携等 | 34 施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない | | | | | | | | | | | | |
| 記録の整備 | 35 子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次のアからオに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 <table border="1" data-bbox="373 560 1532 875" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">記録の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>特定教育・保育の提供に当たっての計画</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>市への通知に係る記録 ※自己点検表24:利用者に関する市への通知(不正受給の防止)</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>苦情の内容等の記録</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</td> </tr> </tbody> </table> | 記録の種類 | | ア | 特定教育・保育の提供に当たっての計画 | イ | 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 | ウ | 市への通知に係る記録 ※自己点検表24:利用者に関する市への通知(不正受給の防止) | エ | 苦情の内容等の記録 | オ | 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| 記録の種類 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア | 特定教育・保育の提供に当たっての計画 | | | | | | | | | | | | | | |
| イ | 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ | 市への通知に係る記録 ※自己点検表24:利用者に関する市への通知(不正受給の防止) | | | | | | | | | | | | | | |
| エ | 苦情の内容等の記録 | | | | | | | | | | | | | | |
| オ | 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用者負担の徴収 (実費徴収、上乗せ徴収を含む) | 36 特定教育・保育を提供した際は、保護者から当該特定教育・保育に係る法に規定する利用者負担額の支払を受けているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない | | | | | | | | | | | | |
| 利用者負担の徴収 (実費徴収、上乗せ徴収を含む) | 37 特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価(上乗せ徴収)の支払を保護者から受ける場合(所管課との協議が必要)、当該対価の額を当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と「特定教育・保育費用基準額」との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。 | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 点検内容等 | 点検結果 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|--|------------------------------|---|------------------------------|---|--------------|---|---|---|----------------------|---|--|-----------------------------|------------------------------|
| 利用者負担の徴収 (実費徴収、上乗せ徴収を含む) | <p>施設において提供される便宜に要する費用(実費徴収)の支払を保護者から受ける場合、当該便宜に要する費用を次の①から⑤までに掲げる費用のみとしているか。</p> <table border="1" data-bbox="373 424 1532 851"> <thead> <tr> <th data-bbox="373 424 466 475">No.</th> <th data-bbox="466 424 1532 475">徴することが可能な費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="373 475 466 544">①</td> <td data-bbox="466 475 1532 544">日用品、文房具その他の施設に必要な物品の購入に要する費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 544 466 613">②</td> <td data-bbox="466 544 1532 613">行事への参加に要する費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 613 466 682">③</td> <td data-bbox="466 613 1532 682">食事の提供に要する費用(3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 682 466 751">④</td> <td data-bbox="466 682 1532 751">施設に通う際に提供される便宜に要する費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 751 466 851">⑤</td> <td data-bbox="466 751 1532 851">①から④までに掲げるもののほか、施設において提供される便宜に要する費用のうち、施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの</td> </tr> </tbody> </table> | No. | 徴することが可能な費用 | ① | 日用品、文房具その他の施設に必要な物品の購入に要する費用 | ② | 行事への参加に要する費用 | ③ | 食事の提供に要する費用(3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除く。) | ④ | 施設に通う際に提供される便宜に要する費用 | ⑤ | ①から④までに掲げるもののほか、施設において提供される便宜に要する費用のうち、施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない |
| No. | 徴することが可能な費用 | | | | | | | | | | | | | | |
| ① | 日用品、文房具その他の施設に必要な物品の購入に要する費用 | | | | | | | | | | | | | | |
| ② | 行事への参加に要する費用 | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ | 食事の提供に要する費用(3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除く。) | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ | 施設に通う際に提供される便宜に要する費用 | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ | ①から④までに掲げるもののほか、施設において提供される便宜に要する費用のうち、施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用者負担の徴収 (実費徴収、上乗せ徴収を含む) | <p>39 上記(36)から(38)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付しているか。 予め説明をし、口座による支払いを受けることとしている場合は、通帳の記載等でも可。</p> | <input type="checkbox"/> いる ※領収証の種類 <input type="checkbox"/> 集金袋 <input type="checkbox"/> 通帳の記載 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> いない | | | | | | | | | | | | |
| 利用者負担の徴収 (実費徴収、上乗せ徴収を含む) | <p>40 (37)、(38)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ているか。ただし、(38)については、必ずしも文書による同意を要しない。</p> | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない | | | | | | | | | | | | |
| 利益供与等の禁止 | <p>41 利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない | | | | | | | | | | | | |
| 利益供与等の禁止 | <p>42 利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> | <input type="checkbox"/> いる | <input type="checkbox"/> いない | | | | | | | | | | | | |